

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：平成28年12月1日（平成28年（行情）諮詢第701号）

答申日：平成29年8月4日（平成29年度（行情）答申第176号）

事件名：「在外邦人等の輸送に係る安全の確保のための措置及び武器の使用に関する訓令」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『在外邦人等の輸送に係る安全の確保のための措置及び武器の使用に関する訓令』。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」

（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「在外邦人等の輸送に係る安全の確保のための措置及び武器の使用に関する訓令（平成11年防衛庁内訓第33号）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月7日付け防官文第12751号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

- (1) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (2) 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年7月7日付け防官文第12751号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法5条の該当性について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、次のとおりである。

本件対象文書の4ページないし7ページのそれぞれ一部については、武器の種類、武器の使用の手続及び特定の状況下における自衛隊の行動に関する内容などが記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の行動及び運用要領が推察され、自衛隊の裏をかいた行動をとることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、上記2のとおりその一部が同条3号に該当することから当該部分を開示したものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」である。」として、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず、電磁的記録は保有していない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月1日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月15日 審議
- ④ 平成29年7月5日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定の上、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の本来の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮詢庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開

示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、紙媒体の文書であり、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「秘密保全訓令」という。）16条1項に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で厳重に管理されている。

イ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、防衛省内部部局内の決裁を受け、本件対象文書が完成し秘の指定がされた後、情報流出の防止等、情報保全の観点を重視し、速やかに廃棄している。

ウ 原処分に当たり、念のため、防衛省内部部局において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

エ 本件審査請求を受け、確実を期すために再度上記ウと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 諒問庁から秘密保全訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は諒問庁の上記（1）アの説明のとおりと認められること及び本件対象文書には「秘」の表示があることを踏まえると、本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成し、秘の指定がされた後、速やかに廃棄している旨の諒問庁の上記（1）イの説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、自衛隊において、在外邦人等の輸送を行う際の武器の種類及びその使用の手続並びに特定の状況下における行動に関する内容などが記載されている。

当該部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、在外邦人等の輸送を行う際の自衛隊の行動及び運用要領が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方をして、その対抗措置を探すことや弱点を狙うことを容易ならしめ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条

3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表に掲げる部分は、これを公にしても、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別表に掲げる部分以外の不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別表（開示すべき部分）

番号	開示すべき部分	
1	6 ページ	6 条 1 項の全て
2	7 ページ	3 行目の全て及び 4 行目の 1 ないし 3 文字目